

北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約

大町市（以下「甲」という。）と〇〇町（村）（以下「乙」という。）は、地域における事務を協力して処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この協約は、甲及び乙が、人口減少・少子高齢社会にあっても、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる活力ある経済・生活圏の形成に協力して取り組むことにより、圏域全体の地域活性化及び生活機能を確保し、充実させ、圏域への人材の誘導及び定着を促進するために北アルプス連携自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協約において「圏域」とは、大北地域の大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村の地域をいう。

（基本方針）

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するために北アルプス連携自立圏を形成し、次条に規定する施策及び施策分野の取組において相互に役割分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第4条 甲及び乙が相互に連携して取り組む内容と役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

（北アルプス連携自立圏連携ビジョン）

第5条 前条に規定する取組を実施するための具体的な取組、評価指標及び取組を処理するために要する費用並びに費用分担などを示す「北アルプス連携自立圏連携ビジョン（以下「ビジョン」という。）」を、圏域内の市町村が協議して策定する。

2 ビジョンは、毎年度所要の見直しを行うものとする。

（連絡会議）

第6条 圏域内の市町村の長は、本協約の推進に係る連絡調整を図るため、必要に応じ「北アルプス広域連合正副連合長会議（北アルプス広域連合正副連合長会議設置規則（平成12年北アルプス広域連合規則第37号）第1条に規定する会議をいう。）」において協議を行うものとする。

（協約の変更及び廃止）

第7条 この協約の規定を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定に基づき、あらかじめ議会の議決を得るものとする。

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成28年 3月29日

甲 長野県大町市大町3887番地

大町市長

乙 住所

〇〇町(村)長

別表（第4条関係）

（1）若い世代の結婚・子育ての希望をかなえる取組

分野	内容	甲の役割	乙の役割
若者交流・結婚支援	若い世代が交流し、希望をかなえるため、交流及び出会いの機会を創出し、支援する取組を行う。	ア 若者が交流するためのイベント等の企画及び開催 イ 乙の事業への協力及び甲の事業の乙への情報提供	ア 甲が開催するイベント等の合同開催 イ 甲の事業への協力及び乙の事業の甲への情報提供

（2）圏域への移住・交流の流れをつくる取組

分野	内容	甲の役割	乙の役割
移住交流	圏域内への移住交流を促進するため、都市部での各種PRの実施並びにU I J ターン希望者に対する相談及び情報提供等を行う。	ア 乙と連携した個別相談及び情報提供の実施並びに民間等と連携した相談体制づくり イ 都市部及び圏域で行われる移住相談会等の企画立案並びに実施	ア 甲と連携した個別相談及び情報提供の実施並びに民間等と連携した相談体制づくり イ 甲が開催する移住相談会等への参加及び協力

（3）安心して確かな暮らしを守るための取組

分野	内容	甲の役割	乙の役割
福祉	高齢者・障がい者等住民の権利を守り支援するため、相談及び情報提供等を行う。	ア 乙と連携した成年後見支援センターの運営 イ 乙と連携した消費生活センターの運営 ウ 乙と連携した障害者相談支援事業の実施 エ 乙と連携した介護保険地域支援事業の検討	ア 甲と連携した成年後見支援センターの共同運営 イ 甲が設置する消費生活センターとの連携及び調整 ウ 甲と連携した障害者相談支援事業の実施 エ 甲と連携した介護保険地域支援事業の検討
圏域マネジメント能力の強化	市町村の実情や業務ノウハウ等の情報交換及び人的交流を行う。	ア 乙の意向を踏まえた、合同職員研修会の企画立案及び実施 イ 甲の職員研修の情報提供及び乙の職員研修への協力並びに職員の参加 ウ 職員相互派遣に係る乙の意向を踏まえた検討及び調整	ア 甲が開催する合同職員研修会の企画立案及び運営に対する協力並びに職員の参加 イ 甲の職員研修への協力及び職員の参加並びに乙の職員研修の情報提供 ウ 職員相互派遣に係る甲の調整に基づく検討

